

副 本

令和6年（行ウ）第88号

原 告 星恵土ゼンヌルアベデイン

被 告 愛 知 県 外1名

準備書面（1）

令和6年6月28日

東京地方裁判所民事第51部2D係 御中

被告愛知県訴訟代理人

弁 護 士 鈴 木 智 洋

頭書事件につき、被告愛知県は下記のとおり訴状に対する認否・反論及び被告愛知県の主張を為すものとし、特に断らない限り、新たに定義するもののほか、従前と同一の略語を用いるものとする。

記

第1 本案前の答弁の理由

- 1 原告ゼインは請求の趣旨第5項において、「被告愛知県の警察職員が、原告星恵土ゼンヌルアベデインに対し、人種、肌の色、国籍または民族的出自のみに基づいて、警察官職務執行法2条第1項における、何らかの犯罪を犯し、若しくは犯そうとしていると疑うに足る相当な理由のある者又は既に行われた犯罪について、若しくは犯罪が行われようとしていることについて

知っている」と認められる者であるとして、停止させて質問することが違法であることを確認する」ことを求めている（以下「本件確認の訴え」という。）。）。。

しかし、かかる請求は、行政事件訴訟法4条後段の公法上の法律関係に関する確認の訴えとして提起されたものと解されるが、以下に述べる通り、法律上の争訟に該当しないことはもとより、確認の利益も欠くものであって不適法であるから却下を免れない。

2 法律上の争訟性の不存在

- (1) 裁判所法3条1項は、「裁判所は、日本国憲法に特別の定のある場合を除いて一切の法律上の争訟を裁判し、その他法律において特に定める権限を有する」と定めているが、同項所定の「法律上の争訟」として裁判所の審判の対象となるのは、当事者間の具体的な権利義務ないし法律関係の存否に関する紛争であって、かつ、それが法令の適用に終局的に解決することができるものに限られる（最判昭和41年2月8日・民集20巻2号196頁、最判昭和56年4月7日・民集35巻3号443頁、最判平成3年4月19日・民集45巻4号518頁等、確立した判例の立場である。）。。

そして、ここでいう「紛争」とは、当事者間において一定の事項に関する主張が一致しないことにより、その間に生じた争い（両当事者間の関係ないし状態であって、実力行為を意味するものではない。）をいうものと解される（学陽書房・法令用語辞典〔第11次改訂版〕691頁）。

- (2) この点、本件確認の訴えは、要するに、原告ゼインに対して、人種、肌の色、国籍または民族的出自のみに基づいて警察官職務執行法（以下「警職法」という。）2条1項に基づく職務質問を行うことが違法であることの確認を求めるものと解されるが、そのような職務質問は、警職

法2条1項に該当していないにも関わらず、職務質問を行うものであるから、もとより警職法2条1項の要件を欠くものである。

すなわち、本件確認の訴えは、警職法の要件を満たさない職務質問が違法であるという自明の理の確認を求めるものに等しく、被告愛知県においても争う余地がない行為の違法確認を求めるものにほかならず、およそ紛争性が存在していない。

また、原告ゼインのいう「人種、肌の色、国籍または民族的出自」と、警職法が定める「何らかの犯罪を犯し、若しくは犯そうとしていると疑うに足りる相当な理由のある者又は既に行われた犯罪について、若しくは犯罪が行われようとしていることについて知っていると思われる者」とは文言上も全く関連しないから、本件確認の訴えは、警職法2条1項の解釈にかかわるものでもない。

従って、本件確認の訴えが「当事者間の具体的な権利義務ないし法律関係の存否に関する紛争」に該当しないことは余りにも明らかである。

- (3) 加えて、上記の通り、「法律上の争訟」といえるためには、それが法令の適用により終局的に解決することのできるものでなければならぬところ、そもそも、愛知県警においては、原告らが「本件運用」と称する「人種、肌の色、国籍または民族的出自のみに基づいて、警職法2条1項における、何らかの犯罪を犯し、若しくは犯そうとしていると疑うに足りる相当な理由のある者又は既に行われた犯罪について、若しくは犯罪が行われようとしていることについて知っていると思われる者であるとして、停止させて質問する」といった運用自体が存在しない。

そのため、本件確認の訴えは、現に存在しない運用の違法確認を求めるものであるから、法令の適用によって終局的に解決することのできるものでもない。

- (4) 以上より、本件確認の訴えは、いかなる観点からも、裁判所法3条1

項所定の「法律上の争訟」に該当する余地がおよそ存しないものであるから、却下を免れない。

3 確認の利益の不存在

- (1) また、本件確認の訴えは、以下に述べる通り、確認の利益も存しないものであるから、かかる見地からも却下を免れない。

すなわち、公法上の法律関係に関する確認の訴えについては、現に原告の有する権利又は法律的地位に危険又は不安が存在し、これを除去するためには被告に対し確認判決を得ることが必要かつ適切な場合に、確認の利益が認められるものと解すべきであって、他により適切な訴えによってその目的を達成することができる場合には、確認の利益を欠き不適法であるというべきである（最判昭和30年12月26日・民集9巻14号2082頁、最大判平成17年9月14日・判例時報1908号36頁等確立した判例の立場である。）。

- (2) この点につき、原告ゼインは、「過去に受けた被害に対する損害賠償を求めるのみでは、救済に不十分であり、将来にわたって同種の被害を受けないようにするためには、本件運用という組織的な慣行をなくす必要がある」として、本件確認の訴えには、確認の利益がある旨主張する（訴状37頁）。

しかしながら、上記「2」で述べたとおり、そもそも、本件確認の訴えは、もとより法令要件を満たさない行為の違法確認を求めるものであり、当事者間における「紛争」を観念し得ないのであるから、本件確認の訴えに係る本案判決を得たところで「紛争」の解決はなく、即時確定の利益がないことが明らかである。

また、その一方で、原告ゼインは、被告愛知県に対して給付の訴えを提起しているところ（請求の趣旨第3項）、仮に、当該給付の訴えにおいて、「本件運用」の存在が肯定され、愛知県警の警察官による職務質

間が違法である旨認定されて、原告ゼインの請求が認容されれば、現に原告ゼインの有する権利や法的地位に対する危険や不安の除去が可能なのであり、より直截的にその目的を果たすことができるというべきである。

例えば、具体的に予定されている選挙において、選挙権を行使する権利の有無につき争いがある場合にこれを有することの確認を求めるような場合であればともかく、現に発生しておらず、将来的にも、当然に発生がすることが予定されているとはいえない法令要件を欠く行為（上記「2」のとおり、被告愛知県において争う余地もない。）の違法確認を求めている本件確認の訴えの趣旨に鑑みれば、確認の訴えによることが、紛争解決の必要かつ適切な手段であるとも認められない。

従って、確認訴訟選択の適否も否定されることが明らかである。

(3) よって、本件確認の訴えは、確認の利益を欠くことが明らかであるから、却下を免れないのである。

4 以上のとおり、本件確認の訴えは、「法律上の争訟」に該当するものではなく、また、確認の利益もない不適法なものであるから、速やかに却下されなければならない。

第2 請求の原因（2024年4月15日付け訴状訂正申立書による訂正後のもの）に対する認否・反論

1 「第1 1」について

（1）ないし（3）は不知。（4）は認否の限りではない。

2 「第1 2」について

（1）（1）、（2）は認否の限りではない。

（2）（3）について

概ね認める。

3 「第2」について

(1) 1、2については認否の限りではない。

(2) 3について

2023年5月9日の深夜帯に原告ゼインに対する職務質問が行われたことは認め、その余は争う。

詳細は後述する。

4 「第3」について

甲4号証に原告らが引用する記載が存することは特に争わない。その余は全て知らないし否認し、主張は争う。

原告らが主張する「本件運用」なるものは存在しない。

5 「第4」について

全て争う。

6 「第5」について

全て否認ないし争う。

原告らが主張する「本件運用」なるものは存在しない。

7 「第6」について

争う。

8 「第7」について

争う。

9 「第8」について

認否の限りではない。

10 「第9」について

特に争わない。

11 「第10」について

争う。

第3 被告愛知県の主張

1 原告ら主張の「本件運用」なるものについて

- (1) 原告らは、「本件運用」なるものが存在するとしているが、被告愛知県において、そのような運用は存在していない。
- (2) また、原告ゼインが訴状12～13頁において主張する、15回程度の職務質問なるものについては、被告愛知県は知らないし否認する。

2 原告ゼイン主張の職務質問について

- (1) 原告ゼインは、主張の訂正を経て、2023年5月9日午後11時から同月10日午前1時までの間に、愛知県〇〇市にある自宅前において職務質問を受けたと主張するに至っている。
- (2) かかる主張を受けて、被告愛知県においてこの点を確認したところ、2023年5月9日の深夜帯に、愛知県〇〇市の原告ゼインの自宅付近で外国人風の男性に職務質問を行ったことを記憶していた警察官がいたことから、おそらく、そのような事実はあったものと思われる。

なお、職務質問は、これを行う都度、必ず記録化するものではなく、後に捜査の参考資料とする場合とか、紛議に発展する恐れがあると認められる場合などといった特段の事情のあるケースについて記録化されるものであるところ、本件については特段の記録が存在していない。

- (3) より具体的に述べれば以下のとおりである。

すなわち、2023年5月9日の深夜帯に、愛知県〇〇市の原告ゼインの自宅付近で外国人風の男性に職務質問を行ったことを記憶していた警察官によれば、赤色灯を点灯させたパトカーで付近を走行していたところ、アパートの前の歩道上付近に人影が見え、それが、パトカーが通りかかった途端にアパートの方に隠れるような素振り、動きをしたことから、その挙動が明らかに不審であると認められた。そのため、警察官が同所に向かったところ、男性を認めたことから、職務質問をすること

にしたものである。

その職務質問の際、当該警察官は対象の男性に対して、まず、「こんばんは。こんな遅い時間に何をされているのですか？」といった趣旨の問いかけをしたところ、対象の男性は、スマートフォンを手にしながら、「家の前でタバコを吸っているだけ。」旨の回答をした。

次いで、当該警察官は、「危ない物を持っていないか、念のため確認だけさせてください。」といった趣旨のお願いしたところ、対象の男性が「良い。」旨の回答をし、これに同意したことから、対象の男性が着ていた衣類の上から手で触ってポケット等を確認したところ、対象の男性はタバコのみを所持していることが分かった（禁製品や身分証明書等は所持していなかった。）。続いて当該警察官は対象の男性が外見的に外国人に見えたことから、「身分を確認できる物がありますか？」又は「IDか何かありますか？」といった趣旨の質問をしたが、対象の男性はこれを持っていなかった。その際、対象の男性が、「家に置いてある」旨の回答を答えた記憶であるが、自宅まで身分証明書を取りに帰らせた事実はない（「日本人だから持っていない」と答えたのかもしれない、という記憶があるがハッキリはしない。）。

また、当該警察官は対象の男性との会話の中で「日本語うまいですね」といった趣旨の言葉を発したことがあった記憶はある。

そのようなやり取りをしたが、それ以上、何らかの犯罪の嫌疑を示す事情は認められなかったことから、当該警察官は職務質問を打ち切ることとし（所要時間はせいぜい2～3分であった。）、「ごめんなさいね。タバコ吸っているときに声を掛けちゃって。」などといった謝意の言葉をかけてその場を離れている。

- (4) 2023年5月9日の職務質問は当該警察官の記憶によれば以上の通りであり、概ね原告ゼインの主張するものと内容が一致していることが

ら、原告ゼインが主張する職務質問は、当該職務質問であると考えられる。

そして、その職務質問は⑦深夜帯に屋外にいる人物に対するものであること、⑧当該人物はパトカーが通りかかった途端にアパートの方に隠れるような素振り、動きが認められたこと、といったことから行われたものであって、警職法2条1項が定める「異常な挙動その他周囲の事情から合理的に判断して何らかの犯罪を犯し、若しくは犯そうとしていると疑うに足りる相当な理由のある者」という要件を充足しているものであって、明らかに適法なものである。

また、その内容についても、上記の通り、言葉のやり取り、同意を得た上での所持品検査、所要時間のどの観点からみても相当性を有することが明らかなものであって、明らかに適法なものである。

以 上